

## 平成23年度 第1回豊山町都市計画審議会議事録

- 1 開催日時 平成23年7月8日（金）午前9時30分～午前10時15分
- 2 開催場所 豊山町役場 2階 会議室1
- 3 出席者 池山武志委員、小坂芳則委員、柴田恵子委員、高桑峯夫委員、坪井玲子委員（以上学識経験者）、青山克己委員、熊沢直紀委員、栗田昌子委員（以上町会議員）、愛知県尾張県民事務所長寺澤義則委員（代理出席：近藤尾張県民事務所次長）、愛知県尾張建設事務所長川崎昭弘委員、（欠席）筒井俊秋委員（町会議員）、田中喜裕委員（西枇杷島警察署長）（豊山町）鈴木町長、坪井部長、長谷川課長、高桑係長、中川主査
- 4 議 題 (1) 会長の選任について  
(2) 会長代理の指名について
- 5 議 案 諮問第1号 名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について
- 6 会議資料 (1) 平成23年度豊山町都市計画審議会議案  
(2) 平成23年度豊山町都市計画審議会議案別冊  
(3) 平成23年度豊山町都市計画審議会参考資料  
(4) 豊山町都市計画審議会委員名簿（参考資料No. 1）  
(5) 豊山町都市計画審議会経過及び審議概要（参考資料No. 2）  
(6) 下水道事業（参考資料No. 3）

### 7 議事内容

(開 会)

司会（高桑）： 皆様おはようございます。ただ今より、平成23年度第1回豊山町都市計画審議会を開催いたします。

会議に先立ちまして会議録の取り扱いにつきましては、「議事録の作成に関する指針」により、審議会ごとに議事録を作成することになっております。その取り扱いにつきまして、審議会で取り決めていただくこととなりますが、後ほど会長選出後に当審議会で取り決めていただきますので、よろしくお願ひします。

司 会： はじめに町長より一言ご挨拶申し上げます。

(町長あいさつ)

町 長： おはようございます。大変暑い中、都市計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

日頃より皆様には、本町の都市計画行政につきまして格別のご支援ご協力を賜わりまして、厚くお礼申し上げます。

本日の議題といたしましては、愛知県決定の都市計画変更に係る意見照会1件を諮問させていただいております。

その他事項としまして、前回3月25日審議会でご審議いただきました案件の手続き結果と、それから下水道事業の進捗状況についてご報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。

司 会： ありがとうございます。ここで、当審議会委員の一部に異動があり、また平成23年度第1回目の都市計画審議会でございますので、全員のご紹介をさせていただきます。

(参考資料No.1「豊山町都市計画審議会委員名簿」により紹介)

(資料の確認)

司 会： 会議に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。

(定数の確認)

司 会： 本日の会議は、審議会委員の2分の1以上の委員の皆さんにご出席をいただいておりますので、豊山町都市計画審議会条例第6条第1項の規定により会議は成立しています。

(議題)

司 会： それでは、会議次第に従いまして進めていきます。議題に入ります。(1)会長選出について、豊山町都市計画審議会条例第6条第1項の規定に基づき、学識経験者の委員の皆様の中から会長の選出をお願いいたします。

小坂委員： 過去の職歴、また色々な役職を務めておられ、ご経験豊かな「池山武志」さんをお願いしたいと思います。

委 員： (賛 成)

司 会： それでは、池山委員さん会長席へお願いします。

(会長あいさつ)

会長： ただいま皆様方よりご推挙いただきまして、引き続き豊山町都市計画審議会の会長に就任いたしました「池山」でございます。

就任にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

都市計画審議会は、豊山町の将来を左右する重要な事項について審議し、町長に答申していく機関であると認識しております。

今後、会長として豊山町の都市計画行政の健全な発展のため努力してまいりますので、委員の皆様のご理解とご協力の程よろしく申し上げます。

会長： これより私が議長を務めさせていただきますのでご協力をよろしくお願い申し上げます。

会長代理について、豊山町都市計画審議会条例第5条第3項の規定に基づき、私より会長代理を指名させていただきます。

会長代理には、「高桑峯夫」さんを指名いたします。

委員： (賛成)

会長： 「高桑」さんに会長代理が決まりました。

(会長代理あいさつ)

会長代理： ただいま会長より会長代理にご指名いただきました「高桑」でございます。

会長と協力して豊山町都市計画審議会が円滑に運営できるよう務めてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

(議事)

会長： 議事に入ります前に、この会議の持ち方ですが、この会議は原則公開という形で行っていきたいと思っております。そして、議事録の作成は「要点筆記」、発言者名は不都合なことがあれば非公開としますが、原則「公開」で行いたいと思っております。

委員： (異議なし)

会長： 審議に入る前に一部委員の皆様との交代もありましたので「豊山町都市計画審議会経過及び審議概要」について、事務局より説明をお願いします。

(参考資料No.2：審議経過と審議概要について説明)

事務局（高桑）： 豊山町都市計画審議会経過及び審議概要についてご説明申し上げます。

豊山町都市計画審議会は、昭和48年に豊山町都市計画審議会条例を制定し、同年に第1回目の都市計画審議会を開催しましてから、これまでに44回開催しています。

これまで、ご審議していただきました内容は、線引き見直し、（これは市街化区域と市街化調整区域の見直し）を始め、用途地域の変更、都市計画道路、都市計画公園、都市計画下水道、地区計画等であります。

また、その他では、都市計画に係わる事業及び都市計画関連事業についてご報告をさせていただいております。

会長： 説明が終わりましたが、何かご質問はありますか。

（諮問第1号）

会長： それでは議事に入ります。本日ご審議いただきますのは、お手元に配布しております議案書の諮問第1号「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について」です。

また、その他として、前回の都市計画審議会でお諮りしました都市計画変更案件の手続き結果と、下水道事業についての報告があります。

諮問第1号「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について」事務局より説明をお願いします。

事務局（長谷川）： 諮問第1号「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について」ご説明申し上げます。

名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画の決定権者である愛知県より本町の意見を求められておりますので、ご審議をお願いするものですのでよろしくお願い致します。

愛知県は、人口減少・超高齢社会の到来、社会経済活動の広域化の進展、市町村合併の進展、環境問題の広がりなど、昨今の様々な社会経済情勢の変化に対応するため、平成22年度に、都市計画区域の再編を始めとした都市計画の見直しを行いました。

この都市計画の見直しでは、都市計画区域を20区域から6区域に再編するとともに、6区域に対応した都市計画区域マスタープランを平成22年12月24日に都市計画決定したところであります。

都市計画区域マスタープランとは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、県が市町村の区域を超える広域的な見地から、都市計画区域ごとに長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするものとして、市街化区域や市街化調整区域、都市施設の配置に関する方針など、都市計画の基本的な方向性を示すものであります。

それでは、ご説明いたします。

議案書の別冊として、名古屋都市計画区域マスタープラン新旧対照表を事前に配布しております。説明につきましては、この新旧対照表により行いますので、新旧対照表をご覧ください。

1 ページは、対象範囲としての都市計画区域図の変更であります。わかりやすく説明した図が4ページにありますので、ご覧ください。西三河都市計画区域に属しております西尾市、一色町、吉良町及び幡豆町が平成23年4月1日に合併し、新西尾市となったことにより、都市計画区域図を変更するものであります。

2 ページは、都市構造における広域交通体系図の変更であります。こちらもわかりやすく説明した図が5ページにありますので、ご覧ください。道路及び鉄道の整備進捗に伴い、広域交通体系図を変更するものであります。

3 ページは、市街化調整区域の土地利用方針の一部を見直すものであります。現方針では、右側下線部にありますように「区域区分による市街化区域の適正な配置と地区計画を定めた計画的な開発行為により、秩序ある都市的土地利用を実現する必要があるため、市街化区域に近接または隣接した区域を条例で指定することにより一定の市街化を容認する制度は用いません。」と記載されています。この記述を左側変更案の赤字部分の「また、既存コミュニティの維持や安心・安全で活力ある暮らしの形成に必要な場合については、地域の実情に応じた適切な土地利用を図ります。」に変更するものです。

この変更理由としまして、県は秩序ある土地利用の実現のため、これまで市街化調整区域における宅地等の開発にあたっては、地区計画制度による誘導を進めてきました。しかしながら、低・未利用地における計画的な住宅用地や工業用地の開発に活用されることは多いものの、家屋などが連たんする既存集落においては、この制度の適用が難しく、既存集落における人口の減少や地域活力の低下などの進行に十分対応できていない状況にありました。一方、既存集落の中には、道路や排水施設などの公共施設が既に相当程度整うなど、地域の状況によっては、宅地としての土地利用が可能な地区もあることから、県は、この度、都市計画区域マスタープランのうち、第5章1(6)の市街化調整区域の土地利用方針の一部を見直し、今までのマスタープランにより制限されていた開発許可の選択肢の幅を広げることで、市街化調整区域の適切な土地利用を図るとともに、市町村の意向が十分に反映された元気な地域づくりを進めることが可能になるだろうということを県としては考えているということであり、

改めて申し上げますが、愛知県が「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めるための手続きとして、関係市町村に意見を求めているものであります。図書の縦覧等の手続きは全て終了しております。

以上で、「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について」の説明とさせていただきます。

会 長： 諮問第1号の説明が終わりましたが、何かご質問ご意見はございますか。

(質疑なし)

会 長： 質問もないようですので、それではここでお諮りします。

諮問第1号「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について」、ご異議がないものと認めまして、答申してよろしいでしょうか。

委 員： (異議なし)

会 長： ありがとうございます。諮問第1号「名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る意見について」、ご異議がないものとして認めまして、答申します。

(その他)

会 長： 続きまして、次第の5「その他」に入ります。事務局より、参考資料「豊山町決定 名古屋都市計画準防火地域」及び参考資料 No.3「下水道事業」について説明をお願いします。

(名古屋都市計画準防火地域の変更手続き結果説明)

事務局(高桑)： 豊山町決定 名古屋都市計画準防火地域の変更手続き結果について、ご報告いたします。

別冊の参考資料をご覧ください。

変更の内容は、昨年12月24日付けの県告示により近隣商業地域として市街化区域へ編入されたエアポートウォーク名古屋の区域11ヘクタールを、建築物の防火対策を強化し、都市の防災安全性の向上を図るため、新たに準防火地域として指定したものです。

2ページから3ページには、都市計画の内容を、5ページには準防火地域の計画区域を示しております。

告示日は平成23年4月27日でございます。

以上で参考資料の「豊山町決定 名古屋都市計画準防火地域の変更手続き結果について」の説明とさせていただきます。

(下水道事業説明)

事務局(中川)： 下水道事業についてご説明申し上げます。

参考資料No.3をご覧ください。

本町の下水道事業は、愛知県が進めている新川流域下水道計画の中に位置付けられており、隣接する北名古屋市とともに、新川東部処理区の関連公共下水道事業として実施しています。

豊山町の下水道計画区域は、市街化区域とその周辺で一体的に整備することが望ましい区域としております。

昨年度ご審議いただきました区域区分の見直し、上位計画である名古屋港海城等流域別下水道整備総合計画等に合わせて計画区域の見直しを行い、約400haに変更しております。

ピンク色で着色してあります区域が、本町の下水道計画区域です。

平成13年10月に豊場南部地区約90haを整備することで事業認可を受け、平成18年4月に約56haを追加する事業認可の変更を行いました。事業認可区域内の整備が進捗してきましたので、平成23年5月に約45haを追加する事業認可の変更を行いました。

下水道の整備については、平成14年度より進めております。平成19年度末に供用開始を行い、現在は黄色で着色してあります区域約134haについて供用しております。

また、緑色で着色してあります区域約12haについては、今年度整備をいたしますが、この区域は平成23年度末に供用開始する予定です。

今後は、赤色で着色してあります区域約45haについて、平成28年度末の整備完了を目指し進めてまいります。

以上で参考資料No.3「下水道事業」の説明とさせていただきます。

会 長： 説明が終わりました。何かご質問はありますか。

私からひとつ、よろしゅうございますか。

下水道が供用開始されておりますが、100%接続されるのが望ましいわけですが、接続状況と、それからどうすればより利用されるようになるのか、PR的なことをお聞かせ願いたい。

事務局（中川）： まず最初のご質問ですが、普及状況ですが、平成23年5月31日現在の状況をご説明させていただきます。現在、整備済みの区域に約6,500人の方がお住まいになっております。そのうち、下水道に接続され、利用されている人口が約3,460人の方が使われておりまして、概ね53%の方が利用しております。

事務局（長谷川）： 普及促進については、現時点での利用率53%という数字については比較的早いスピードで普及しているという認識でおります。これまでは、大口の建物、マンションとか事業所には個別に接続のお願いをしてまいりました。今後はそれに加えて、個人のお宅についても個別にご案内を出していく予定をしております。一つは豊山町については制度的に、下水道に接続してもらうのに、接続工事費が非常に高くなるというご意見がございますので、供用開始の

時から利子補給の助成制度を設けております。制度の活用を図りながら皆さんにご理解をいただけるようにしていきたいと思っております。もう一つには、既存の浄化槽を潰すのに、新しくもったいないというご意見がございまして、このことが接続に結びつかないと町として思っております。合併浄化槽を使われているようなご家庭については、合併浄化槽を雨水貯留への転用助成制度を、非常に効率の制度運用をしておりますので、そのPRを兼ねて、接続促進を図るといふ、この2本立てで、町の職員の営業活動はもちろんですが、それに加えて、これらの制度活用のPRを、これまで以上に強めていきたいと考えております。

会長： ありがとうございます。53%だと、率としてはかなり良い方ではないかと思えます。皆様方のご努力の賜物だと思います。今後もたくさんの方が、一刻も早く利用していただくようご努力いただきたいと思います。

熊沢委員： 同じ関連の話ですが、供用開始してから数年経ちますが、これが今の不景気とか、初期投資費用に加え、下水道費用が水道料金に跳ね返ってくるとか、なかなか金銭的に大変だということも含めて、接続をずーっとされないという方も出てくる可能性もあります。そういう方に対する対応はどうされるのか。

事務局（長谷川）： 先ほどの接続促進の話の中では、あまり触れなかったのですが、町が住民説明会で説明しておりますのは、豊山町が下水道促進のために最も力を入れていることに、他の団体と違って、通常下水道の接続に際しては、受益者負担金という敷地面積に応じて、例えば1平米あたり、400円から600円という受益者としての負担金を一律いただくと、です。500平米の土地で、仮に平米400円とすれば20万円という加入の負担金を取る自治体が周辺では多くございますが、豊山町としましては、初期投資したものをできるだけ安価に皆様に使っていただくということで、受益者負担金というものを制度的に設けておりません。もうひとつ、取り付け管の工事についても町費ですべて賄うという意味では、確かに接続工事費としては、わざわざやり直しになりますので高くはなりますけれども、他の団体では接続工事費にプラスして、例えば受益者負担金というものを支払わなければならないという意味ではですね、豊山町としては下水道の普及に際しては一番大きな経済的な負担については、できるだけ住民の皆さんに都市計画税以外にいただくという考えを持っていないところを、できるだけご理解をいただきながら、その点を担当職員がお伺いをした時に説明していこうかなと考えております。長期にわたって接続をされない方が、今後ひょっとして出てくる可能性あるかもしれません。ただ、浄化槽もやはり壊れるんですね。ブローアが壊れたり、ろ材がダメになって機能低下するということがございます。浄化槽も永遠ではありませんので、その辺を町職員がお伺いをして、ご説明しながら納得していただいて、下水道の使用料というものと浄化槽のメンテナンス費用がどの程度なのかということ

適切にご判断いただきながら、接続していただくという活動を町が積極的に働き掛けていくということが一番良いかなと思っております。法律には、罰則とかいろいろと書かれていますけれども、それを適用して何かするという事は考えておりませんので、できうる限り豊山町の下水道に対する考え方を住民の皆さんにご納得いただいて、早目に接続していただくことを積極的に働き掛けるということが一番良いと思いますし、今までもそのように続けてきておりますので、今後もきちっとやっていこうと考えております。

熊沢委員： 今、罰則だと言われたけども、どんな罰則ですか。それから赤で塗ってあるところが28年度までということは分かるけど、その先のことはまだ考えていないということで理解しとけばいいですか。将来的にはどういう順番でやっていくか、ある程度住民も知りたいと思うわね。

事務局（長谷川）： この図面は、基本的には住民の皆さんに公表している資料ですけれども、下水道については、都市計画事業ですので、事業認可を取っていくというスタイルで進めています。事業認可を取った区域を、このように着色して、供用開始しているところ、今年度工事するところ、来年度以降、向こう5年間事業認可を取って区域について示した図面になっております。下水道に関しては、どうしても本管、県の流域幹線、もしくは町の本管との関連がございますので、飛び地でぽつとやるのなかなか難しく、順次染み出し方式で認可区域を取ってやっていかなければいけないという事情がございます。豊山町の場合、この事業認可区域をとるときに、最も町が配慮しておりますのは、できる限り地域的バランスが取れるように、それから突然飛び地がないようにということを配慮してやっておりますので、非常に残念ですけれども、赤で着色しているところ以外は、従来通りできる限り地域的バランスを取りながら進めていくということになりますし、どうしても染み出し方式になりますので、現行の赤い地域から少しずつ染み出していくことになりますし、整備面積についても、今回の5年間の整備面積45ha、単年度ごとに9haになっておまして、これまでは12～13haの面積を整備してまいりましたが、なかなか財政事情も許しませんので、これから向こう5年間については9haという単年度の整備面積で財政計画を練っております。それ以降についてはですね最大9ha、ひよっとしたらそれより面積を少し縮めさせていただくかも知れません。ただ出来る限り、地域の方があちらばっかりということのないように配慮しながら進めていこうと考えておりますので、残念ですけれども赤以外の地域については、具体的にはお答えできないというのが実態です。

熊沢委員： 考えていないということだね。

事務局（長谷川）： 具体的な検証はしていないということです。ただ、こちらの方向には行けるといえるものはございます。ございますけれども、その面積とか、どこま

でかということになりますと、やはりその時々の方の財政の問題も深く関わってきますし、実は今、起債償還も始まっておりますので、町としてはできるだけ早く進めたいという思いはございますけれども、なかなか思うようには行きにくい状況になっております。

事務局（中川）： 先ほどの質問、接続しないとどういふ罰則があるかという質問だと思いますが、まず法律では、汲み取りについては3年以内で切り替えてくださいという規定がございますが、それを過ぎると、管理者としては切り替えない方に、改造命令という形で、まず命令を発するんですね。その命令に対して反した場合に罰則がございます、罰金30万円以下という規定はありますが、もちろんいろいろな事情があつて下水道に切り替えられないということがありますので、いろいろな自治体に確認しても改造命令を出している自治体がないというのが実情です。

熊沢委員： それは汲み取りの話でしょ、浄化槽についてはないよね。

事務局（中川）： はい、汲み取りの話です。浄化槽については法律で規定されていないですね。

会 長： ありがとうございます。

それでは、長時間にわたりましてご熱心に討議いただきましてありがとうございます。皆様のおかげで、本日の議題について滞りなく終了することができました。今後ともご協力のほどよろしくお願ひします。

司 会： 会長さんはじめ委員の皆さん、どうもありがとうございます。最後に町長より一言ご挨拶をさせていただきます。

（町長閉会のあいさつ）

町 長： 本日は、熱心にご審議いただきまして誠にありがとうございました。

町民の皆様のご協力を頂きながら、魅力ある豊山町の実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

本日、ご審議いただきました事業並びに、ご報告させていただきました事業につきましては、精力的に進めて参りますので、今後とも審議会の運営について、よろしくお願ひいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

司 会： ありがとうございます。これを持ちまして審議会を終了させていただきます。委員の皆様、本日は大変お疲れ様でした。

(閉会)

上記のとおり平成23年度第1回豊山町都市計画審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者1人が署名する。

平成23年7月15日

会 長 池 山 武 志

署名人 高 桑 峯 夫